

税制上の優遇措置

学校法人光星学院は文部科学省より寄付金募集に関わる特定公益増進法人および税額控除対象法人の証明書交付を受けており、本学院に対するご寄付は税制上の優遇措置を受けることができます。(下記参照)

所得税の控除

税額控除または所得控除のいずれかを選択し、確定申告を行うことで所得税が還付されます。

税額控除

寄付金額が年間 2,000 円を超える場合、超えた金額の 40%に相当する額が当該年の所得税から控除されます。

▼ 計算例 寄付金額 3 万円の場合
 $(30,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{控除額 } 11,200 \text{ 円}$ (所得税額の 25%が限度)

所得控除

寄付金額が年間 2,000 円を超える場合、超えた金額が総所得から控除されます。

$\text{寄付金額 (所得の 40\%が上限)} - 2,000 \text{ 円} = \text{総所得から控除}$

法人税法上、支出した寄付金を一定の割合で損金に参入することが認められています。

特定公益増進法人

寄付金の一定限度額まで損金算入ができます。

$(\text{資本金等の額} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2 = \text{損金算入限度額}$
▼ 計算例 資本金等の額 1,000 万円、当該年度所得 260 万円の場合
 $(10,000,000 \text{ 円} \times 0.375\% + 2,600,000 \text{ 円} \times 6.25\%) \times 1/2 = 100,000 \text{ 円}$

※限度額を超える部分の金額は、一般の寄付先への寄付として損金算入ができます。

受配者指定

日本私立学校振興・共済事業団を通じ、私立学校を指定して寄付することで、全額損金算入ができます。

お申込み・お問い合わせ先

学校法人光星学院 イノベーション基金事務局 (総務部総務課)

〒031-8544 青森県八戸市美保野 13-98 TEL:0178-30-1411 FAX:0178-30-1422